第種郵便物認可　明治二十三年五月三十一日

	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務相当資産											
	無形固定資産											
変電設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務相当資産											
	無形固定資産											
配電設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務相当資産											
	無形固定資産											
業務設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務相当資産											
	無形固定資産											
建設仮勘定												
	水力発電設備											
	火力発電設備											